

倉吉市上下水道局告示第2号

倉吉市上水道指定給水装置工事事業者の違反行為に係る処分等の基準及び事務処理要綱（平成26年倉吉市水道事業告示第10号）の一部を次のように改正する。

令和2年4月1日

倉吉市長 石田 耕太郎

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p><u>倉吉市水道事業指定給水装置工事事業者の違反行為に係る処分等の基準及び事務処理要綱</u> (趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。)第25条の11及び<u>倉吉市水道事業指定給水装置工事事業者規程</u>(平成10年倉吉市水道事業管理規程第3号。以下「規程」という。)第7条又は第8条の規定に基づく<u>指定給水装置工事事業者</u>(以下「指定工事業者」という。)の指定の取消し若しくは停止(以下「処分」という。)又は第4条に規定する<u>注意若しくは警告</u>(以下「処分等」という。)を行う基準及び違反行為に係る事務処理について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱で使用する用語は、法及び<u>倉吉市水道事業給水条例</u>(昭和33年倉吉市条例第16号)で使用する用語の例による。</p> <p>(違反行為の調査、報告等)</p> <p>第3条 <u>公営企業の</u>管理者の権限を行う市長(以下「管理者」という。)は、指定工事業者が別表に定める事由(以下「違反行為」という。)に該当する疑いがあると認めるときは、その事実関係の調査を行う。</p> <p>2及び3 略</p> <p>(文書等による注意等)</p> <p>第4条 管理者は、違反行為の内容を検討し、処分には相当しないが、違反行為の再発を防止するために必要があると認めるときは、文書又は口頭による<u>注意又は警告</u>を行うことができる。</p>	<p><u>倉吉市上水道指定給水装置工事事業者の違反行為に係る処分等の基準及び事務処理要綱</u> (趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。)第25条の11及び<u>倉吉市上水道指定給水装置工事事業者規程</u>(平成10年倉吉市水道事業管理規程第3号。以下「規程」という。)第7条又は第8条の規定による<u>倉吉市上水道指定給水装置工事事業者</u>(以下「指定工事業者」という。)の指定の取消し若しくは停止(以下「処分」という。)又は第4条に規定する<u>注意等</u>(以下「処分等」という。)を行う基準及び違反行為に係る事務処理について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱で使用する用語は、法及び<u>倉吉市上水道給水条例</u>(昭和33年倉吉市条例第16号)で使用する用語の例による。</p> <p>(違反行為の調査、報告等)</p> <p>第3条 管理者の権限を行う市長(以下「管理者」という。)は、指定工事業者が別表に定める事由(以下「違反行為」という。)に該当する疑いがあると認めるときは、その事実関係の調査を行う。</p> <p>2及び3 略</p> <p>(文書等による注意等)</p> <p>第4条 管理者は、違反行為の内容を検討し、処分には相当しないが、違反行為の再発を防止するために必要があると認めるときは、文書又は口頭により<u>注意又は警告</u>(以下「注意等」という。)を行うことができる。</p>

<p>(委員会の構成)</p> <p>第7条 委員会の委員は、<u>上下水道局長並びに上下水道局の次長、課長、主査、課長補佐及び係長とし、委員長は、上下水道局長をもって充てる。</u></p> <p>2～5 略</p> <p>(意見陳述のための手続)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 前項の手続は、<u>倉吉市上下水道局聴聞及び弁明の機会の付与に関する規程（平成9年水道事業管理規程第2号）</u>の定めるところによる。</p>	<p>(委員会の構成)</p> <p>第7条 委員会の委員は、<u>水道局長並びに水道局の次長、課長、主査、課長補佐及び係長とし、委員長は、水道局長をもって充てる。</u></p> <p>2～5 略</p> <p>(意見陳述のための手続)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 前項の手続は、<u>倉吉市水道事業聴聞及び弁明の機会の付与に関する規程（平成9年水道事業管理規程第2号）</u>の定めるところによる。</p>
--	---

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。